

## 報告事項

### 令和4年度事業計画

(令和4年1月1日～令和4年12月31日)

我が国の林業・木材産業は、戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎える中、近年は国産材生産量の増加、木材自給率の上昇、CLT等の新たな技術の進展等、我が国の森林・林業・木材産業には明るい兆しも見られている。

また、地球温暖化の進行や豪雨災害の頻発等を背景に、二酸化炭素の吸収・固定や国土保全など、公益的機能を有する森林の働きに対しても国民の期待がますます高まっており、森林整備・保全の推進が強く望まれている。

こうしたことから、国産材の安定かつ循環利用に向けた体制の構築を図るとともに、地球温暖化防止に向けて脱炭素社会の実現を図るため、建物の木造化・木質化を積極的に進めるなど、木材利用の一層の推進を図ることが緊要である。

一方で、近年、全国各地で集中豪雨や台風、地震等による大規模な山地災害等が発生し、尊い命を奪うとともに、家屋・公共施設等への甚大な被害をもたらしている。こうした激甚な山地災害等への的確に対応するため、森林整備・治山対策による「緑の国土強靱化」を、手を緩めることなく強力に進めていかねばならない。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大に伴う世界的な経済停滞により、住宅建築・受注や木材需要の減少が顕在化し、山村をはじめとする地域経済はかつてない危機に直面している。

このため、事態収束後も見据え、事業・雇用の創出はもとより、新技術を活用したイノベーションの喚起や木材需要の拡大等も図り、危機を乗り越えるとともに、森林を活用したワーケーション等も含めた「強い森林・林業・木材産業」を構築していくことが急務である。

このような状況から、森林・林業の再生と木材産業の活性化並びに森林整備・治山対策による「緑の国土強靱化」に向けて、取組の強化を図っていくことが緊要となっており、林活地方議員連盟等との緊密な連携を図りつつ、我が国森林・林業・木材産業の実態に即して積極的な提言・要請活動・普及啓発を行っていくこととす

る。

特に、協会会員からの情報発信については、協会報「日本林業」、情報・広報誌「森林と林業」、メール等を活用し、積極的に協力していく。

## I 一般事業計画

以下の事項について提言活動等を推進するとともに、会員団体等との連絡・連携を密にし、森林・林業・木材産業の発展と業界団体の発展に資するものとする。

- 1 森林・林業・木材産業と山村の振興・発展のため、必要な予算、税制、制度等について要請活動等を推進し、林業の成長産業化と森林の公益的機能発揮に向けての林政の新しい展開について、新たな森林・林業基本計画に基づく施策に関し、団体としての要望や意見等を積極的に提示するなど提言活動の一層の推進を図る。
- 2 地球温暖化による地球環境の危機が叫ばれる中、これまで以上に、二酸化炭素等温室効果ガスの排出削減に取り組むことが必要であり、今後、森林吸収源対策の一層の推進を図るとともに、木材・木質バイオマスの利用拡大等を図る。このため、関係予算の確保や森林環境譲与税等の適切な運用について、精力的に取り組んでいく。
- 3 また、林業の成長産業化に向け、木材利用の更なる拡大に向けて取り組むとともに、緑の雇用等による林業労働対策、施業の集約化、林道をはじめとする路網の整備及び高性能機械の導入等による現場実行体制の効率化等を推進し、地域の森林・林業の担い手の育成・確保を図るとともに、森林施業の低コスト化（スマート林業の実現）、木材の安定的・効率的な生産供給など安定的な森林経営と国産材の安定的供給体制の確立に向けた提言活動を展開する。
- 4 利用可能な人工林資源が増大する中で、脱炭素社会実現の観点も踏まえつつ、木材製品の品質・性能の向上や新材の開発・普及等による住宅建築、公共施設、公共工事等多様な分野での木材利用の拡大や木質バイオマス利用の促進、森林認

証材の普及啓蒙・利用促進を図る。特に、「森林（もり）を活かす都市（まち）の木造化推進協議会」等と連携し、令和3年に成立・施行された「改正木材利用促進法」に基づき、建築物における更なる木材利用の推進を図り、脱炭素社会の実現に向けた国民運動を展開する。

5 緑の国土強靱化を図り、地域の安全・安心の確保に向けた森林整備・治山対策の推進・拡充、また、東日本大震災の復興、熊本地震・西日本豪雨災害・北海道胆振東部地震、台風災害等からの復旧・復興に向けた対策の推進について積極的な提言・要請活動を進める。

6 水源林整備を計画的に推進するための実行体制の整備や施業放棄地、造林未済地等の解消に向けた取組を進めるよう提言活動を行う。

また、国有林については、公益的機能の一層の発揮と民有林との連携、安定的な管理運営体制の確立が図られるよう積極的に提言活動を行っていく。

更に、多様な森林空間利用について、森林サービス産業の創出に関する提言活動を行う。

7 林産物の貿易については、木材の持続的利用の観点から十分な配慮が払われるよう、今後の動向を注視するとともに、各種交渉の際においては、我が国の林業・木材産業に対し万全の対策を講じるよう、関係機関等に強力に要請していく。

また、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（クリーンウッド法）の適切な運用が図られるよう、森林認証制度やSDGsの普及・啓発を行う。

8 その他、本協会内に設置している部会等の活性化を図るとともに、早急に提言等を行う必要のある事案が生じた場合は、実情等を調査・検討し、必要に応じて関係部局等とも連絡・調整を図り、対策等について積極的に提言活動を行う。

このほか、引き続き、節目節目で林業団体懇談会を開催するほか、協会報「日本林業」による情報提供を行う。

## II 基金事業計画

基金事業については、森林・林業及び山村の活性化に関する調査・研究及びその普及・啓発等に向けて事業を展開する。

令和3年度は、新型コロナウイルスのため、「調査・研究」及び「公開講座」は実施できなかったが、令和4年度においては、「調査・研究」、「公開講座」、「普及・啓発」の3事業を有機的に連携して実施し、より効果的・効率的な普及・啓発を行う。

- 1 「調査・研究」については、新たな課題として「改正木材利用促進法」に関する課題をテーマに、第5次調査研究会を開催する。
- 2 「公開講座」については、「調査・研究」と連携し、「改正木材利用促進法」に関する講演会又はシンポジウム等を実施する。
- 3 「普及・啓発」については、引き続き情報・広報月刊誌「森林と林業」を発行し、森林・林業・木材産業の実態や林政の動向、試験研究の動向等を解説し、都道府県や市町村、林業関係団体、大学、大学校、森林管理局等に配布する。  
また、木材・木質化の優良事例を重点的に紹介する。